

指定管理と請負責任

宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

本年 5 月 26 日、民法の一部を改正する法律案が国会で可決成立し、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。今回の改正のポイント等については、本紙 No.39「官民連携・委託と民法改正」で概説した。本号では、今回の改正が指定管理等官民パートナーシップの委託契約において地方自治体と民間企業等との関係にもたらす影響の点から考察する。

今回の改正では、購入した商品や委託による業務等に欠陥があった場合、取り替えあるいは修理・補完してもらうことを可能にする規定を新たに設けている。改正前では、契約解除あるいは損害賠償請求の規定のみであった。改正後は、当事者間で契約の趣旨に基づき一定の品質を満たしていない場合に、売主は契約上の責任を負い、買主は契約の解除、損害賠償請求に加え修理や代金減額も請求できることとなった。なお、瑕疵の言葉がなくなり、「不適合」と表現される。

地方自治体の指定管理者制度については、地方自治法に法的根拠を有しているものの、実務においては総務省通知に依存する実態にあり、かつ地方自治体・民間企業等の指定管理者制度に対する理解の成熟度、また周辺法令や会計制度等への理解の相違等により多くの課題を抱え続けている。とりわけ請負人の担保責任をめぐる事項は重要なものとなっている。

請負人の担保責任については、民法第 636 条で「請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき」及び「引き渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき」と定める債務不履行責任の特則として位置づけ、「注文者は、注文者の供した材料の性格又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない」としている。以上の規定では、目的物に不適合があった場合でも、注文者の供した材料の性格又

は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、注文者が履行の追完請求、契約の解除等を行うことはできない。そこで、この反対解釈によって、注文者の供した材料の性格又は注文者の与えた指図により生じたものではない不適合については、注文者は履行の追完請求、契約の解除等の権利を行使することができることとなる。

以上の権利行使に関して第 637 条では、請負人が引き渡し又は仕事の終了時にその不適合を知り又は重過失で知らなかった時を除いて、注文者がその不適合を知った時から 1 年以内に請負人にその旨を通知することが必要となる。改正前の民法では、瑕疵の修補、損害賠償の請求、契約の解除は、引き渡し時から 1 年以内に通知しなければならないとしてきたが、引き渡し時から不適合を知った時に改められている。この改正は、「不適合を知る」ことに引き渡し時からかなりの時間を要する一定規模以上の施設建設・修補やソフト的な業務の場合には大きな意味をもつ。なお、報酬の減額、損害賠償請求、履行追完の債権については、不適合の事実が発生した時等から 10 年間、権利を行使できることを注文者が知った時から 5 年間で消滅時効(第 166 条)が適用される。但し、債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能な時、あるいは請負人が注文者に不相当な負担を課するものではない時、注文者が請求した方法と異なる方法による追完が認められる点など、修補請求権には限界が存在する。

建物その他の土地の工作物の請負人が、履行の追完、報酬の減額、損害賠償の責任を負わず、契約の解除を受けない旨の特約が結ばれている場合でも、請負人が知りながら告げなかった事実に関しては、請負人はその責任を免れることができない。加えて、請負人が注文主に目的物を引き渡した時以後に目的物が当事者双方の責任に帰すことのできない事由により滅失あるいは損傷した場合、注文主はこれらを理由に履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除を行うことはできず、代金支払いを拒むこともできない。こうした規定にも留意する必要がある。